資料5

矢出沢川流域水害対策協議会規約（案）

（設置）

第１条　特定都市河川浸水被害対策法第７条の規定を踏まえ、矢出沢川流域水害対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（目的）

第２条　協議会は、気候変動等に伴う降雨の増大や流域の都市化により浸水被害が著しい矢出沢川流域において、流域内の関係主体が協働して行う総合的かつ多層的な水災害対策を効果的かつ円滑に実施するため、矢出沢川流域水害対策計画（以下「本計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに本計画の実施に係る連絡調整等を行うことを目的とする。

（組織）

第３条　協議会は、別表１の職にある構成員をもって構成する。

２　協議会に会長を置き、会長は長野県上田建設事務所長が務める。

３　会長は、協議会を招集し、議事を進行する。

４　会長は、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。

５　構成員は、やむを得ず出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（実施事項）

第４条　協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

（1）本計画の作成及び変更に関する協議

（2）本計画の実施に係る連絡調整

（3）本計画の実施状況の確認及び評価

（4）その他、本計画の作成、変更及び実施に関し必要な事項

（幹事会）

第５条　協議会の円滑な運営のため幹事会を置く。

２　幹事会は、別表２の職にある構成員をもって構成する。

３　幹事会に幹事長を置き、幹事長は長野県上田建設事務所整備課長が務める。

４　幹事会は、第４条に掲げる事項に関し、実務的な検討及び連絡調整を行う。

５　幹事会は、前項の検討に必要があると認めるときは、住民その他の関係者から意見を聴くことができる。

６　幹事長は、必要に応じて構成員以外の者の参加を求めることができる。

７　幹事会は、必要に応じて分科会又はワーキンググループ等を設けることができる。

8　幹事長は、幹事会の検討結果を会長に報告する。
9　構成員は、やむを得ず出席できないときは、代理者を出席させることができる。

（会議の運営）

第６条　協議会は、会長が必要と認めるとき、又は協議会の構成員から要請があったときに開催する。
2　幹事会は、幹事長が必要と認めるとき、又は幹事会の構成員から要請があったときに開催する。
3　協議会及び幹事会は、必要に応じて書面又は電磁的方法（オンライン会議、電子メール等）により開催することができる。
4　協議会において協議が調った事項については、構成員はその結果を尊重し、本計画の円滑かつ確実な実施に努めるものとする。

（資料・議事の公表）

第７条　協議会に提出された資料は、個人情報等の保護に配慮しつつ速やかに公表する。非公開情報を含む場合は部分公開（マスキング等）とする。ただし、契約・交渉、意思形成過程等、非公開とする必要がある場合は、会長の提案により協議会に諮り、非公開とすることができる。
2　協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を経て公表する。

（事務局）

第８条　協議会及び幹事会の庶務を行うため、事務局を置く。
2　事務局は、長野県建設部河川課、長野県上田建設事務所整備課及び上田市都市建設部土木課をもって構成する。

（雑則）

第９条　本規約に定めるもののほか、会議の手続その他運営に関し必要な事項は、協議会で定める。

附　則

本規約は、令和　年　月　日から施行する。

別表１　矢出沢川流域水害対策協議会構成員（順不同）

（会長）

・長野県上田建設事務所長

（構成員）

・長野県建設部河川課長
・長野県上田地域振興局長
・上田市都市建設部長
・上田市産業振興部長
・上田市上下水道局長
・国土交通省北陸地方整備局　千曲川河川事務所長
・学識経験者
・長野県宅地建物取引業協会東信支部
・上田商工会議所
・長野県建設業協会上小支部
・上田市防災支援協会

別表２　矢出沢川流域水害対策協議会幹事会構成員（順不同）

（幹事長）

・長野県上田建設事務所整備課長

（構成員）

・長野県建設部河川課企画幹
・長野県上田地域振興局総務管理課長
・長野県上田地域振興局農地整備課長
・長野県上田地域振興局林務課長
・長野県上田建設事務所維持管理課長
・長野県上田建設事務所建築課長
・長野県教育委員会事務局高校教育課長
・上田市都市建設部管理課長
・上田市都市建設部土木課長
・上田市都市建設部都市計画課長
・上田市都市建設部建築指導課長
・上田市産業振興部森林整備課長
・上田市産業振興部農地整備課長
・上田市産業振興部農業政策課長
・上田市上下水道局下水道課長
・上田市危機管理防災課長
・上田市教育委員会教育施設整備室長
・国土交通省北陸地方整備局　千曲川河川事務所流域治水課長